

岡山県立学校の授業料等について

1 授業料について

岡山県では平成22年度より、原則として高校の授業料は徴収しないこととしていましたが、法改正に伴い、平成26年度入学生から、原則として授業料を徴収することとなります。本校の授業料は、月額9,900円です。

◎授業料の納期限

4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
5月25日	7月25日	9月25日	11月25日	1月25日	3月25日

2 高等学校等就学支援金について

(1) 概要

高校等に通う一定の収入額（市町村民税所得割額が30万4,200円）未満の世帯※の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金が支給されます。就学支援金は簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者（県）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する仕組みになっています。

※ 所得要件を満たしているかどうかは、保護者(親権者)全員の市町村民税所得割額を合算した額により判断します。

【市町村民税所得割額が30万4,200円となる世帯の例】

両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の家庭で、年収が910万円程度の世帯

(2) 受給手続

◎入学時 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

(保護者全員の前年度の市町村民税所得割額が確認できる書類を添付)

※1 ※2

◎在学中 ※詳細については、別途お知らせします。

毎年7月頃：保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出書を提出 ※4

(保護者全員の当該年度の市町村民税所得割額が確認できる書類を添付)

随時：休学する場合や、保護者等が変更した場合は速やかに届け出てください。

※1 保護者とは、親権を行う者をいう。

※2 ○市町村民税所得割額が確認できる書類とは、以下のとおりです。

- ・納税通知書（保護者が自営業などの場合）
- ・特別徴収税額の決定・変更通知書（保護者が給与所得者の場合）
- ・課税証明書（市町村によって名称が異なります。別紙1参照）

※3 提出が遅れる場合は、必ず事務室に理由を連絡してください。やむを得ない理由（被災、長期病欠、長期海外出張など）以外で提出が遅れると、4月分の就学支援金を受けられなくなることがあります。

※4 正当な理由なく提出が遅れると、1年間受給できなくなるので注意してください。